

1 2月2日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更**【2月5日午前0時以降適用開始】**

待機なし → 3日間待機：カンボジア、キルギス、ブラジル(パラナ州)、ヨルダン

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧**(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域（0か国）**

なし

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（25か国・地域）

アンゴラ、イタリア、英国、エスワティニ、オランダ、韓国、ケニア、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、スウェーデン、タンザニア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ナミビア、ノルウェー、フランス、米国(イリノイ州、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ハワイ州、フロリダ州、マサチューセッツ州)、ボツワナ、ポルトガル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後7日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（63か国・地域）

アイスランド、アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イスラエル、インド全土、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア全土、オーストリア、カザフスタン、カタール、ガーナ、カナダ全土、カンボジア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コロンビア、サウジアラビア、シエラレオネ、ジョージア、スイス、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、セネガル、タイ、チェコ、チュニジア、チリ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ドミニカ共和国、ネパール、パキスタン、パナマ、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル(アマゾナス州、サンタカタリーナ州、サンパウロ州、パラナ州、マットグロッソドスール州、ミナスジェライス州、リオデジャネイロ州)、仏領レユニオン島、米国全土(上記(2)の州を除く)、ペルー、ベルギー、ポーランド、マルタ、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン、ロシア全土

(計87か国・地域)

※指定国全体の合計数は6日間待機国と3日間待機国において重複があるため、必ずしも上記2つの合計とは一致しない。